

商品先物取引法の不招請勧誘禁止を緩和する省令改正の撤回を求めます

2015年2月26日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿
農林水産大臣 西川 公也 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）山口 俊一 殿
消費者庁長官 板東 久美子 殿
消費者委員会委員長 川上 正二 殿

適格消費者団体・特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

経済産業省と農林水産省は、2015年1月23日、商品先物取引における訪問や電話による不招請勧誘の禁止を定めた商品先物取引法の原則を実質的に解禁する省令改正を行いました。

改正した省令102条の2は、顧客の年齢や収入や理解度を確認することなど一定の制限を設けているように見えますが、その実質は、これらを確認するという口実で無差別電話や飛び込みセールスによって商品先物取引の勧誘に着手することが可能となり、不招請勧誘規制は実質的に骨抜きになってしまいます。

商品先物取引は、預けた資金額を大きく超える損益が短期間のうちに発生するような投機性が極めて高い取引です。このような危険な取引を、突然の訪問や無差別電話によって勧誘を受けることは、通常の消費者は望んでいません。2014年には振り込め詐欺や投資まがい詐欺商法などの特殊詐欺被害が過去最悪の被害額に上るなど、電話や訪問による不招請勧誘の規制ルールを一層強化しなければならないのが現状です。

こうした中で今回の商品先物取引法の不招請性勧誘解禁は、暮らしの安心・安全を脅かし、持続可能な事業活動を歪めるものであり、時代に逆行するものです。

よって、政府に対し、商品先物取引法の不招請勧誘禁止を実質的に解禁する今回の省令改正の撤回を求めます。

以上

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973
事務局長 岩岡宏保